

事 務 連 絡

平成28年10月 3日

岡山県薬業協会 御中

岡山県保健福祉部医薬安全課

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律  
第43条第1項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の  
指定する医薬品等の一部を改正する件について」の一部訂正について

このことについて、別添のとおり厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課  
から事務連絡がありましたので、送付します。

事務連絡  
平成 28 年 9 月 29 日

各都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 43 条第 1 項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について」の一部訂正について

平成 28 年 9 月 26 日付け薬生監麻発 0926 第 2 号厚生労働省医薬・生活衛生局監視指導・麻薬対策課長通知「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第 43 条第 1 項の規定に基づき検定を要するものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件について」の記載の一部に誤りがございましたので、下記のとおり訂正方よろしくお願いいたします。

記

該当箇所	正	誤
1 改正要旨	p H 4 処理酸性人免疫グロブリン	献血ポリグロビン N 10% 静注